

北海道障がい者施策推進審議会・第1回意思疎通支援部会議事録

日時 平成30年8月27日(月) 18:00~19:30

場所 かでる2.7 1070研修室

出席委員 橋本部長、佐藤委員、佐々木委員、島委員、畑中委員、高橋委員、松井委員、武田委員、渋谷委員、吉田委員、(16名中10名出席)

欠席委員 三浦委員、泉委員、沖村委員、岩間委員、加藤委員、池部委員

事務局 北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課長 東
社会参加グループ 加藤主幹、澤田主査、日下主任、筒井主事

発言者	内 容
事務局(加藤)	<p>○ 定刻になりましたので、平成30年度第1回意思疎通支援部会を開会いたします。</p> <p>私は、障がい者保健福祉課社会参加グループ主幹 加藤でございます。部長選任までの間、進行をつとめさせていただきます。</p> <p>本日は、手話通訳、要約筆記の支援者の方々に情報保障をお願いしております。マイクを使用しますので、発言される場合は、挙手していただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、障がい者保健福祉課長 東 よりご挨拶申し上げます。</p>
事務局(東)	<p>○ みなさん、こんばんは。(手話で挨拶)</p> <p>障がい者保健福祉課長の東と申します。</p> <p>意思疎通支援部会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>皆様には日ごろから、本道の障がい者施策の推進につきまして、格別のご支援とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>道では、この意思疎通支援部会において条例制定の検討を重ねていただき、本年4月に「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例」と「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例」を施行いたしました。</p> <p>この2つの条例は、障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段があることを理解し、障がい者の意思疎通を円滑にすることや、手話が言語であるとの認識を普及することにより、すべての道民が、個人の尊厳を大切にしながら共生する真に暮らしやすい社会の実現を目指して制定されたものであります。</p> <p>今年度からは、条例の目的を実現するために、障がい者の意思疎通に関する施策を総合的に推進することとしており、現在、フォーラムなど条例の普及啓発等の取組みを進めているところでございます。</p> <p>本日、意思疎通支援部会では、この施策の総合的な推進に向けまして、今後作成します情報保障のための指針などについて、皆様からご意見をいただきたいと考えております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 次に、今回は開催の第1回目の部会になりますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、本日、三浦委員、沖村委員、岩間委員、加</p>

発言者	内 容
事務局(加藤)	<p>藤委員、池部委員につきましては、都合により欠席のご連絡をいただいております。また、泉委員、松井委員につきましては、若干遅れる旨、ご連絡を受けております。</p> <p>それでは、事務局から見て反時計周りにご紹介させていただきます。委員の方々の所属につきましては、名簿をご覧ください。</p> <p>○ 島委員です。</p>
島委員	<p>○ 函館から参りました島と申します。</p> <p>所属としましては、北海道視覚障害者福祉連合会をさせていただいております。</p> <p>私は、この条例の制定を2本立てで強く推奨して参りまして、それがめでたく叶ったことが、今年一番のビッグニュースでありました。同時に、これからはこの条例を私たちが主体となって作っていく、育てていく段階に入ったんだと考えております。東課長から手話ですばらしい挨拶をされるということも、まさしくこの条例があればこそだと感じ入ったところでございます。</p> <p>また、先日、障がい者保健福祉課へ挨拶に伺った際にも、名刺を交換させていただいたのでございますが、課長の名刺にはしっかりと点字が付されておりました。これが、各セクションだけでなく、官・民間わずに手話があたりまえに、挨拶で交わされる時代、もっと点字があたり前に増えるような、そんな世の中が広がっていくことを、この条例には大きく期待しております。ぜひ、皆様とは慎重な審議をさせていただいて、共に力を合わせてより良い条例を作っていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 畑中委員をお願いします。</p>
畑中委員	<p>○ 北海道手をつなぐ育成会 副会長の畑中と申します。</p> <p>手をつなぐ育成会は、知的障がいの保護者の団体でございます。</p> <p>条例を作るにあたりまして仲間に入れていただき、皆さんで色々な検討をして、4月1日から条例が施行され、大変嬉しく思っております。</p> <p>また施行されただけではなく、今後フォーラム等で広く世間にこの条例のことを知らしめるということも、道でやっていただけるのは大変ありがたい嬉しく思っております。どうぞこれからもよろしくお願いいたします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 渋谷委員をお願いします。</p>
渋谷委員	<p>○ 北海道手話通訳問題研究会 運営委員長の渋谷と申します。</p> <p>春に選挙がありまして運営委員長となり、この大役が担えるか不安がありますが、条例ができるまでの検討委員会では、北海道ろうあ連盟の派遣で手話通訳として情報保障をさせていただいたので、雰囲気は見てきたつ</p>

発言者	内 容
事務局(加藤)	<p>もりでございます。よろしくお願いいたします。</p>
高橋委員	<p>○ 高橋委員お願いします。</p> <p>○ 北海道社会福祉協議会の高橋と申します。 この条例を地域に広めるお手伝いをさせていただくことが、私に課せられた役割なのではないかと思いつつ、微力ではありますが委員をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 武田委員お願いします。</p>
武田委員	<p>○ 北海道手話サークル連絡協議会の代表をしております武田と申します。 どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>ろう教育関係の討論集会で昨日まで富山に行っていたのですが、富山でも開会式の時に、県知事の代理の方が全文を手話でご挨拶されておりました。参加されている皆さんからも、条例ができたからこのような活動がされるようになった、活動しやすくなったというお声をたくさんお聞きしました。北海道も負けずに良い条例になるよう育てていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 橋本委員お願いします。</p>
橋本委員	<p>○ 橋本と申します。3月までは藤女子大学に勤めておりましたが、定年退職となり、現在は東京の大学に勤めておりますが、北海道民です。 あらためてこの2つの条例ができたことを振り返ってみますと、進行係を務めさせていただいたんですけども、本当にお一人お一人の発言によって成し得た結果だと思っております。これから、また大変な課題に向かって頑張っていかなければなりません。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 吉田委員お願いします。</p>
吉田委員	<p>○ 全国要約筆記問題研究会北海道ブロック長の吉田と申します。昨年度までの昇に代わり就任させていただきました。微力ではございますが、がんばっていきたく思っていますので、皆さんよろしくお願いいたします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 佐々木委員お願いします。</p>
佐々木委員	<p>○ 北海道中途難失聴者協会の佐々木と申します。中途難失聴者の問題を取り上げていただき、全国の仲間から北海道の2つの条例を見本にしたいというお声を聞いております。ちょっと誇らしいなと思っております。今後この内容を、さらに掘り下げてより良いものにしていかなければならないと思っております。今年もどうぞよろしくお願いいたします。</p>

発言者	内 容
事務局(加藤)	○ 佐藤委員お願いします。
佐藤委員	○ 北海道ろうあ連盟の副理事長をしております佐藤と申します。 2つの条例が同時に制定されたということは、全国の県レベルの自治体では初めてであります。長い時間かかりましたけれども、長い時間をかけてよかったと思います。大切なのはこれからです。これから本当に実のある条例となるように頑張りたいと思っております。みなさんの力をお借りして頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
事務局(加藤)	○ 次に、部会長の選出を行ないたいと思います。 設置要綱により、部会長は部会員の互選によって選出することとしております。「この方(かた)がよいのではないか」というようなご意見などはありますでしょうか。
佐藤委員	○ 橋本委員にお願いしたいと思います。
事務局(加藤)	○ 橋本委員にお願いしたいという意見がありましたが、皆さんいかがでしょうか。
各委員	○ 異議なし
事務局(加藤)	○ 異議なしのご意見をいただきましたので、橋本委員に部会長をお願いしたいと思います。 それでは、部会長に選出されました橋本委員に一言ご挨拶をいただきたいと思ひます。
橋本部会長	○ 再び部会長という立場で進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。 今、お一人お一人の発言にあったように、これからは大切だという考えは皆さん一致しております。ぜひ、しっかり話し合いを行ない、生活の中に行き届く条例の成果を作っていきたいと思ひます。 改めまして、よろしく願いいたします。
事務局(加藤)	○ ありがとうございます。 それでは、ここからの議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思ひます。よろしく願いいたします。
橋本部会長	○ それでは、ここからは、私の方で進行を務めさせていただきます。はじめに、本日の日程と予定の議題、資料について、事務局から説明してください。
事務局(澤田)	○ 本日の日程と資料について、ご説明いたします。

発言者	内 容
	<p>本日の議事につきましては、お手元に配布の「次第」のとおりです。終了時間は、19時30分を目途としたいと考えております。</p> <p>次に、配布資料の確認をさせていただきます。</p> <p>次第、座席表、委員名簿、資料1、資料2、資料3、資料4、資料5、参考資料1、参考資料2となっています。配布漏れなどがあればお知らせください。</p>
橋本部長	<p>○ それでは、議事に入ります。</p> <p>報告事項について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 本日は、第1回意思疎通支援部会になりますので、当部会の目的等について説明させていただきます。</p> <p>当部会はこれまでの北海道障がい者施策推進審議会の下に設置された部会として、主に2つの条例についてご審議いただけてきたところです。</p> <p>今回、制定された意思疎通支援条例の第11条では、「知事は、障がい者の意思疎通の支援に関する施策を推進するに当たっては、北海道障がい者施策推進審議会条例第2条の北海道障がい者施策推進審議会の意見を聴くものとする。」と規定されました。この規定に基づき、具体的に意見をいただく部会として、この部会が再出発することになりました。</p> <p>それでは、報告事項につきましては、各担当から説明させていただきます。</p>
事務局(日下)	<p>○ 社会参加グループの日下と申します。私からは報告事項1つ目、「意思疎通支援条例・手話言語条例道民フォーラムの開催について」をご説明させていただきます。</p> <p>資料1をご覧ください。</p> <p>このフォーラムでは、2つの条例に関する概要説明のほか、障がいのある当事者の方や支援者の方をお招きし、障がい特性や、普段困っていること、知ってほしいことについてお話しいただくほか、各地域で障がいのある方の意思疎通支援のために活動されている団体などの活動紹介を行っております。</p> <p>すでに、釧路ではフォーラムを開催いたしました。今週は札幌で開催を予定しております。今後は、帯広、旭川、北見、函館と続いて参ります。</p> <p>このフォーラムでは、この意思疎通支援部会の委員の皆様にも発言者として、ご登壇いただくなど御協力をいただいているところです。</p> <p>多くの道民の皆様にお越しいただけるよう、周知等の広報を行っていきませんが、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>道民フォーラムの開催状況は、以上でございます。</p>
橋本部長	<p>○ 松井委員が到着されましたので、自己紹介をお願いします。</p>
松井委員	<p>○ 遅くなりまして申し訳ありません。北海道手話通訳士会の松井と申します。昨年から引き続きでございます。皆さんよろしくお願いたします。</p>

発言者	内 容
<p>橋本部会長</p> <p>事務局(澤田)</p>	<p>○ それでは、報告事項2をお願いします。</p> <p>○ それでは、報告事項2の北海道意思疎通支援条例・手話言語条例のパンフレットについてご説明させていただきます。</p> <p>本日お配りしております資料2のパンフレットをご覧ください。</p> <p>このパンフレットは、意思疎通支援条例・手話言語条例の普及啓発に役立てるため、新たに作成したものとなっております。</p> <p>このパンフレットは、出来たばかりのもので、今後、市町村や関係団体、教育委員会、学校などに順次配布していく予定としております。</p> <p>今回のパンフレットには、音声コードをつけてあります。これまでは、SPコードを使用しておりましたが、今回から音声コードユニボイスを使用しております。これまでの音声読み上げ装置スピーチオ・テルミーで読むことが出来ますし、専用アプリをダウンロードすることでスマートフォンでも読み上げることが出来るようになっております。</p> <p>今後のフォーラムや、道民の皆さんの目に留まるようなところへ設置するなど普及啓発に利用していきたいと考えております。</p> <p>○ 引き続き、報告事項3の動画の作成についてご説明します。</p> <p>動画作成の目的ですが、障がいの特性に応じた情報保障が必要であることや手話が言語であることへの理解促進を図るために、映像媒体を活用し具体的な取組み方法を紹介するものとなっております。</p> <p>内容としましては、2つ考えております。1つ目として、情報保障の取組紹介です。こちらにつきましては、道が実施するフォーラムにおける情報保障の取組みを紹介する予定としております。</p> <p>具体的な例といたしましては、手話通訳者や要約筆記者の配置、ルビふり資料、点訳資料、車椅子席の設置 など情報保障を紹介する動画とする予定です。時間は5分程度の短いものを想定しており、ホームページでの公開やYouTubeなどでの発信を考えています。</p> <p>2つ目の内容としまして、ミニ手話講座の動画作成を予定しております。手話を知ってもらうために、職場や日常で使える挨拶などの簡単な手話を映像で紹介する予定としております。</p> <p>こちら数分の短い映像を作成する予定としており、ホームページでの公開やYouTubeなどでの発信を考えています。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
<p>橋本部会長</p> <p>事務局(加藤)</p>	<p>○ ここまでの進行状況を報告していただきました。</p> <p>それでは、次に議事に入っていきます。障がいのある方に対する情報保障のための指針の作成について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>○ 資料4をお開きください。仮称でございますが「障がいのある方に対する情報保障のための指針の作成について」を説明させていただきます。</p> <p>これは、意思疎通支援条例と手話言語条例の施行を受けて行う取り組み</p>

発言者	内 容
	<p>で、意思疎通支援条例第14条では、障がいのある方に対する情報保障、すなわち、障がいのない方と同等の情報が入手できるような取り組みを一層進めることとしております。</p> <p>また、道が率先して、外部に対し、多様な意思疎通手段による情報発信を行うことによりまして、道民の皆様がこれを見て、障がいのある方の意思疎通手段は、その特性等によって様々な方法があるということを周知することに繋がっていくのではないかと思います。</p> <p>これには、保健福祉部のみならず、道庁の各部門で、例えば、農業部門や、税務部門、建設部門など、道には様々な部署があり、それぞれの分野で、企業や団体、あるいは個人の方々と接点がありますが、全庁挙げて、多様な意思疎通手段による情報発信の推進、情報保障の取組を進めることで、これらの部局での許可申請や、窓口での納付、あるいは、いろいろな会議などといったやりとりを通じて、多様な意思疎通手段があることなどが周知されていくと考えています。</p> <p>この指針の主な内容ですが、資料5をご覧ください。こちらは、イメージが伝わりやすいようにと、事務局でたたき台として作成した、指針の構成です。考え方としては、道のさまざまな部門で働く職員に活用しやすいよう、手引きのように、場面に応じて引けるような構成を考えています。</p> <p>また、内容につきましても、保健福祉部門に勤務経験のない者にも理解しやすい平易な内容を心がけるとともに、市町村や民間の事業者の方にもご活用いただけるように極力、行政用語等を使用しない書きぶりにしたいと考えております。</p> <p>大きな章立てといたしまして、最初に第一章として、条例の説明や情報保障とは何かなど。</p> <p>第2章は、それぞれの障がいの特性に応じた構成とし、障がい特性ごとに、特徴や対応のポイント、障がい当事者団体からのメッセージ、団体の連絡先などを記載することとしまして、例えば、まず、来庁のご連絡をいただいた際などに、あらかじめ知っておかなければならないポイントを掴んでいただく。福祉等の経験がない職員にも、そういう理解をしていただくというのが、この章の目的です。</p> <p>第3章は、例えば、仕事を進めていく中で、文書の作成、会議やイベントの際の準備、例えば、参考資料の作成にあたって、どのような点に気をつけて行うことで情報保障ができるのかという点から記載してございます。</p> <p>具体的には、参考資料1をご覧ください。</p> <p>こちらは、第2章の部分の事務局のイメージでございまして、まず皆様にイメージをつかんでいただくために、事務局でいろいろな資料を参考に仮に作成したものでございます。</p> <p>まず、障がいの特徴ですとか意思疎通にあたってのポイント等を記載するとともに、1枚めくっていただき、2ページ目ですが、配慮のポイントといたしまして、会議やイベントでの留意すべき点ですとか、話しかけたり説明をするとき、あるいは、どのような配慮が必要なのかということを記載し、当事者団体からのメッセージなどを記載したいと考えていると</p>

発言者	内 容
	<p>ころでございます。</p> <p>次に、参考資料 2 ですが、こちらは第 3 章の部分です。</p> <p>文書を作成送付する際のポイントといたしまして、例えば、点字を作成する場合や、拡大文字を用意したり、ユニバーサルデザインの観点からのカラーリングなどを記載しております。</p> <p>制作のスケジュールですが、本日は、委員のみなさまに大まかな内容についてのご意見をいただき、それを参考に、12 月頃開催予定の第 2 回部会で全体の素案を提出したいと考えております。</p> <p>その時のご議論を内容に反映して修正し、これを確認していただきまして、さらに、修正を行い、3 月に完成させたいと考えています。</p> <p>私からは以上です。</p>
橋本部部长	<p>○ ありがとうございます。</p> <p>ただいま、説明をいただきました内容について、ご意見を伺いたいと思います。この情報保障のための指針について、このようなイメージで作成するという点について、発言をお願いします。</p>
島委員	<p>○ 島でございます。</p> <p>まず、指針やプレゼンテーションのための動画作成などを含めた方針は、非常に良いなと感じました。</p> <p>指針で細かな障がいの特性として、視覚障がいの部分で何点か盛り込んだら良いのではないかと思う点をお話させていただきます。</p> <p>私たちが情報を入手するために大事なものは、皆さんご存知のとおり点字ですが、それに加え拡大文字についても記載がされており、嬉しく思っております。そこで、拡大文字の大きさ、フォントサイズを載せたほうが良いのではないかと思います。全国的に推奨しているフォントが色々あるので、一概には言えませんし、見え方によっても変わりますが、24か26ポイントなどの数字を記載することを検討材料としてご提示します。</p> <p>もう1点、大事な方法となってくるのは、資料等にある図表やグラフ、写真図や映像などを文章化して説明することです。説明を聞いて、私たちが頭の中で理解することができます。こういった点も情報保障の観点から漏れてはいけないところであると考えます。</p> <p>「視覚的な情報支援」と言われておりますが、こういった観点で目に映るものを頭の中で組み立てられる材料をどのように伝えていくかという点も盛り込まれていいのではないかと思いますので、検討をお願いします。点字、大きな文字だけではなく、言葉で解説して視覚的な情報をサポートするということも盛り込んでいただきたい。</p>
橋本部部长	<p>○ ありがとうございます。非常に注意して作成していかなければならないという点をお話いただきました。</p> <p>委員の皆様から、こうしたほうが良い、こういった工夫ができるのではないかなというご意見があればお願いします。</p> <p>佐藤委員お願いします。</p>

発言者	内 容
佐藤委員	<p>○ 整理できていないかもしれませんが、とりあえず聞いていただきたいと思います。</p> <p>まずはスタートといたしましては、これで良いのかなと思いますが、耳の聞こえないろうの方の状況というのは、みな同じではありません。例えばですが、テレビについている一般的な字幕を見て理解で出来る人は、耳の聞こえない人全体ではありません。人によっては、手話通訳が必要な場合があるし、字幕が必要な場合もあります。それぞれによって違いがありますので、手帳を持っている聴こえない人の数としては、どのくらいか今はわかりませんが、手帳を持っている人の数の中で手話を使う人口というのは、3分の1程度、3分の2の方たちは手話が使えない、使わない人たちのほうが多い。ですから、一人ひとりの対応が違うので、ここに書くときに注意が必要だと思います。</p> <p>聴こえないイコール手話というわけではない。字幕や身振りなどで理解する状況があることをわかっていただきたい。</p> <p>昭和20年、戦争が終わった頃、耳の聞こえない人が学校に通った率はとても少ないです。例えば、私の場合ですが、釧路のろう学校に高等から入ったのですが、小学校のクラスをみてびっくりしました。それは、背が高い子と低い子がいたからです。小学校1年生の頃に学校に入れなかったため、大きくなってから小学校に入り、背が大きかったのです。このような状況が昭和30年代までの間はあったと思います。今は耳の聞こえない人たちも全ての人が100%学校に通えるようになってきてはいますが、昭和20年代の頃はそうではありませんでした。その当時の方たちは、今70代から80代くらいになっています。そのような人たちの多くが読み書きが出来ない状況にあります。学校の教育も、その当時は手話が禁止されており、とても厳しい口話教育がなされていました。読み書きができず学力が身につけられなかった人たちが多いです。そういった年代の人と今の人たちとでは違いがあるので、指針への記載に注意が必要だと思います。</p>
橋本部長	<p>○ 大切な話をありがとうございます。一人ひとりを大切にして、一人ひとりに伝えていく努力をしていかなければならないということですね。そういう状況があるということも、みんなに伝えていきたいですね。松井委員お願いします。</p>
松井委員	<p>○ パンフレットの発行元にメールアドレスが無いので、記載したほうがよいのではないかと思います。</p> <p>佐藤委員の話に関係して、聞いた話になりますが運転免許の更新で認知症検査の際に、文字で答えてくださいと言われて単語がでない。ただ、手話では表現できているが、文字にならないために認知症の傾向ありと判断されてしまうということがあった。</p> <p>手話を言語として使うということは、どういうことなのか。表現は難しいが勉強していかなければならないと思います。</p>

発言者	内 容
橋本部会長	○ 松井委員からも大切な意見をいただきました。 他に意見ありますか。渋谷委員お願いします。
渋谷委員	○ 渋谷です。 議事のところで確認したいのですが、視覚障がいの部分を案として、資料1, 2とありますが、ひとつの障がいに対して、A4サイズとして何ページくらいの予定としているのですか。ボリュームを考えて記載内容を検討していかなければならないと思うので枚数を教えていただきたい。 パンフレットのところで、「ろうあ」と「中途失聴」、「難聴」と聴覚障がいについて分けていますが、基本的に手話である視覚言語と音声言語である日本語と考えると、例えばろう者は、手話を言語としているわけですから、記述の仕方がわかりにくくなってしまうという気がします。例えば、聴力が残っている場合は、補聴器を活用している方も多いですし、口を大きくあける口話で意思疎通を図る方もいらっしゃるので、指針ではもう少し工夫して記載する必要があるかなと思います。 また、指針の作成の目的のところに、道庁だけでなく民間事業所にも参考となるものを作成するとあります。この内容は聴覚に関することが、とても参考になって良いことだと思うのですが、当事者の方たちにも、この内容を事業所や社会に知らせていることを知っていただくことが必要だと思うので、「わかりやすい版」を作成することも検討していただきたい。 例えば、知的障がいの方であれば、ルビを振ったり、絵とか文字を大きくしたり、見てわかるようなものなど、当事者の方への優しい、わかりやすい情報保障の指針があるといいのかなと思います。行政や自治体への啓発と合わせて実際に当事者の方が自分の雇用されている企業に「こういったパンフレットがありますよ」と示すこともとっても大事なので、事業者用のパンフレットと当事者用のパンフレット、障がい種別に応じたパンフレットがあればいいのかなと思いました。 もう1点ですが、先ほど松井委員からもお話があったのですが、手話通訳をしていますと、療育手帳や認知症の検査、田中ビネー知能検査等ありますが、それは音声、日本語を活用した調査なので、例えば、「口はどこにありますか」という普通の問いかけも、手話で口を示してしまうと具体的な表現となってしまう、調査が出来ないとか、認知症の例であれば、「野菜をいくつかあげてください」と言われても、野菜の手話を象徴されるキャベツを総称して表現（手話）があります。家具であれば、家具という単語（手話）がないので、「箆笥／色々」と表現したりしますが、イスもテーブルもあります。日本語と手話言語の違いで苦慮されている耳の不自由な方が多くいらっしゃるのでは、そういうところも配慮したものになればいいなと思います。
橋本部会長	○ ありがとうございます。事務局から説明をお願いします。
事務局(加藤)	○ 障がいごとの記載に係るボリュームにつきましては、我々もこの案を作成する際に、色々意見を出し合い検討したところですが、1項目に対し

発言者	内 容
橋本部長	<p>て見開きだと見やすいのではないかと考え、見開き 2 ページを案として作成いたしました。</p> <p>この指針を活用してもらおう方たちは、福祉に携わったことがない方々がほとんどであると思います。その方たちが、必要なときにパッとみてわかりやすいことが大切な事なのではないかと考えたところです。ただ、見開きにこだわって、必要なものが盛り込めない、字が小さくなるといったようなことにはならないようにしたいと思っております。</p> <p>○ 見やすさと詳しさというところで、バランスがとても難しいですね。他にはありませんでしょうか。佐々木委員をお願いします。</p>
佐々木委員	<p>○ 佐々木です。</p> <p>このパンフレットの対象者は誰でしょうか。大人でしょうか。子どもに対するものは別ということでしょうか。教育関係には、どうされるお積もりでしょうか。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 基本的には、広くわかりやすいパンフレットとして、今回のパンフレットを作成しましたので、幅広い年齢層に使っていただけるのではないかと考えております。ただ、もっと低学年になりますと難しい面もあるかなと思います。また、教育との連携という点については、これから取組んでいく予定です。</p>
佐々木委員	<p>○ 小学生向けなどに、もっとわかりやすいパンフレットを作る計画はありませんか。どちらかという子どもへの教育をしたほうが、将来的には良いのではないかと思います。</p> <p>小学生や中学生の中途難失聴の方が話すと、とてもよくわかってくれるので、子どもの頃からこういったことに興味を持っていただくほうが将来的に良いと思うので、わかりやすい版を作ったほうがいいと思います。</p>
佐藤委員	<p>○ 慎重に検討したほうが良いと考えます。</p> <p>なぜなら、実際に石狩市での条例検討会に参加した経験からですが、小学生、中学生を対象にして、手話出前講座をしています。それも石狩市が作ったパンフレットを渡して、そのパンフレットを見ながら教えていく方法を取っています。非常に反響が良いそうです。ですから、作るとすれば小学生用、中学生用、一般向け、大きな会社、例えばスーパーなどで、社員を集めて研修をする場合と、大きく二つに分けて作成しないといけない。佐々木さんは、そのような意味で説明していただいたと思う。</p>
橋本部長	<p>○ 子どもたちを対象としたもの、大人(社会)にどう理解してもらうか、又どう啓発していくのか、どう組み合わせていくのか。というところが課題という意見がでていますが、事務局どうでしょうか。</p>

発言者	内 容
事務局(加藤)	○ 子どもへの教育というのは、大変重要だと思います。ご意見を参考にさせていただきます。
橋本部長	○ 道としては、職員向け又モデル的に民間企業などにも配布できるようなものを提案していきたいということでしょうか。
事務局(東)	○ 今年度については、まずはフォーラム等で道民の皆さんに啓発を進めていこうと思っています。それについては、このパンフレットを活用し進めていくこととしています。また、年度内にはご意見をいただいたもので、指針づくりを進めていきたいと思っております。子どもに対する啓発については、教育との連携をこれから進めていこうと思っていますので、子ども向けのパンフレットという意見をいただいたので、その中で検討してご意見を生かしていきたいなと思っています。
畑中委員	○ すばらしいパンフレットを作ってください、たくさんの障がいを載せてもらってありがたいと思います。知的障がいの部分ですが、障がいの特性で大好きなコマースナルを歩きながら話続けたり、時々ピョンピョンはねたり、というような特徴があるお子さんがいます。独り言をブツブツ言いながら歩いている場合、そういった障がいの特性を知らない人から「この人はなんだろう」と見られることがあったりだとか、「こういう子どもをバスに一人で乗せてるのはおかしい。なにかするんじゃないか」と言われたことがあったりするのを聞いております。そんな中で、パンフレット等にそういったことをする特性がありますといったことも盛り込んでいただけるとありがたいと思います。全部の特徴をいれるのは難しいでしょうけれど、特に顕著な特徴は、知的障がいのある方はこういうことをする方もいらっしゃいますということで、載せていただきたいと思います。
橋本部長	○ お子さんが単独でおられるときに、そういうことがあった。あるいは親子連れでそんなことがあったりということで、誤解の無いように理解を持って欲しいというご意見です。
高橋委員	○ 高橋です。指針の参考資料を拝見してご意見を言わせていただきます。障がいの特性について、どこまでの詳しさと、わかりやすさ、便利さというものを両立させるかというところが、すごく大変だと思っています。その中で、相談問い合わせ先というのが、資料では二つの団体が書かれています。例えば、知的障がいと思われる方が、窓口に来られた場合、指針を見てもわからないときに、問い合わせ先に連絡して、窓口こういう方が来られてるがどうしたらいいのかと電話をするようなことを想定して、ここは丁寧に書いていただきたい。知的障がいの相談といっても色々な問い合わせ先があると思うので、バックアップできるようなリストを丁寧に詳しく書いたほうが良い。また、問い合わせ先に対しても電話があったときに対応するように根回ししておくことが必要だと思います。

発言者	内 容
武田委員	<p>○ 指針に関して、当事者団体及び関係団体に確認するということを明記してほしいなと思います。</p> <p>突発的な窓口対応、又はイベントの資料の確認など、指針だけを見て実施してしまうと独りよがりになってる場合がある。作ってみて、当事者や当事者団体にこれで良いのかどうか確認することも重要であることを記載したら良いと思います。ここまでやったからいいだろうとなるよりは、ここはこのようにすれば大丈夫だというようなことをアドバイスできるような対応を記載したい。</p>
橋本部長	<p>○ ワンストップと言われているように、一つの窓口ですべて対応するというのは、とても大切な考えですけども、もっと連携してそれぞれの役割を担って、こういう提案にしっかりと向かっていければいいかなと思います。</p>
吉田委員	<p>○ どの障がいに対しても、大人（社会）が理解するというのと、小さい頃から子どもたちに障がいを持っている方たちとの意思疎通について教えるということが大事なんじゃないかと感じました。</p>
橋本部長	<p>○ やらなければならないことは、ほんとに多くあると思います。教育の場面、生活の場面で色々な配慮が必要となります。</p>
島委員	<p>○ 皆さんの意見を聞いて、とても勉強になりました。</p> <p>指針を作成する上での、基本的な視点としてお話しますが、2つあると思いました。意思疎通という観点でいえば、両方向の関係の構築が大事だと思いました。手話、点字、視覚的情報支援は、発信するだけでなく、又は受け取るだけでなく、双方向で関係を作っていくという約束がとっても大事だと思いました。それが人間を育てていくという観点でいえば、幼少期の時期からの環境づくりであったり、学ぶ環境が大事だろうと思います。</p> <p>もう一点が、分野別・種別ごとに考えてしまっていて縦に割れてしまいがちな問題があるかと思うので、最終的には障がい種別ではなくて、一人ひとりニーズも違うし、発達の度合いも違うし、スキルも違うということを基本的なベースにおいて、そこが読み取れるような指針を作れば良いのではないかと思います。これが縦の構造部分で、根っこの部分は障がいの種別ではなく、一人ひとりの違いなんだっていうことを約束事にする必要があると思います。さらに併せて縦ではなく斜めに割っていく、つまりは重複したり、加齢によって段々機能が衰えたりすることも当然出てくるとは思いますけれども、単一で片付けられることは一つもない。直角に割るのではなく、少し斜めに切っていくって、重複するところを理解し、最終的には一人ひとり理解できるようなものの考え方がとても大事だなと思うところです。</p>
佐藤委員	<p>○ やらなければならないことは、山ほどあります。しかし、それをすべて</p>

発言者	内 容
	<p>すぐにスタートするのは難しいと思います。ですから段階的に考えていったほうが良いと思います。まず一つ目は、条例が出来たばかりなので、なぜ条例ができたのかということを知らせることが必要だと思います。そのような意味でフォーラムを開催することは、とても賛成です。次に障がい種別の細かい部分につきましては、急がずに少し時間をかけて良い物を作ったほうが良いのではないかと思います。例えば、耳の聞こえない人の場合の状況につきましても、今説明したことが10年後に同じ状況ではなく変わってくると思います。ですから年代層によって変化が出てくる。教育の部分が変わってくると思います。今作ったものが未来永劫ではない。その状況に応じたものを作れるように、もう少し時間をかけて作ったほうが良いのではないかと思います。</p>
<p>渋谷委員</p>	<p>○ 確認なのですが、今回の意見を集約して、2回目の部会を開催されるということですが、耳が不自由・ろう・難聴・中途失聴と色々な言い方があり、症状も障がいの内容も様々です。この視覚障害の部分は（案）として提示されており、島委員からも意見があったように、当事者団体としては会員や様々な障がいの状態を把握していると思いますので、今までも行っていると思いますが、ぜひ12月の会議前に、当事者団体のご意見を聞いて、盛り込んでいただきたい。</p>
<p>橋本部長</p>	<p>○ このような多様な物を作るというのは、大変困難なことでありますが、まずはたたき台を作るという段取りを踏んでいきます。作業に入っていきますので、ぜひこういうところは取り入れていただきたいという意見があれば発言をお願いします。</p>
<p>島委員</p>	<p>○ 視覚をサンプルに作られていますけれど、様々な障がい種別ごとに作られていく理解でよろしいでしょうか。</p> <p>その際の視点ですが、渋谷委員からも言われたとおり、各団体への答申をぜひお願いしたいと思います。</p> <p>また、IT機器という観点で考えると、最新のテクノロジーが結構進んでおります、ネット上でもよく出ていますUDトークなど、そういうものを世の中に発信していくことも、我々の責務だと思います。パソコンであったり、読み上げのスマートフォンの機能なども含めて、最先端の技術なんかも含めて発信していく要素があると、もっと道民に受け入れられていくのではないかなと思います。</p>
<p>佐々木委員</p>	<p>○ 島さんのおっしゃるとおりだと私も思います。我々にとってはUDトークは実際に使えるものなんですね。聴覚障がい者の役に立つことをもっと発信できたら良いと思います。</p>
<p>橋本部長</p>	<p>○ IT機器をもっと発信していかなければならないことを併せて課題として進めたいと思います。</p>

発言者	内 容
事務局（東）	<p>○ ボリューム感を含めてなかなか難しいところですが、内部で話しあった中で、やはりできるだけ使うときに、どんな時でも使えるバイブル的なものとして、内容が少し多くなっても仕方ないのではないかという意見が出ていました。見やすさというところは気をつけなければいけないところではあるんですが、佐藤委員からも話があったように、内容というのはどんどん変わっていくものがあると思うので、今回作るものは、製本するというよりは、どちらかというに加除式で追加で足したり、修正したりできるものを作っていきたいと思っているので、たたき台を作って関係者のご意見を聞きながら、次の部会の準備を進めさせていただきたいと思っています。</p>
橋本部部长	<p>○ 他に意見はありませんか。 私のほうで、進行の上で、指針の説明へ進めましたが、パンフレットの作成・映像の作成について、確認や意見がありませんか。 パンフレットの配布状況を、事務局からご説明いただいてもよろしいでしょうか。</p>
事務局(加藤)	<p>○ 実は、印刷会社から届いたばかりでございまして、最初にこの部会で使用したという状況です。9月に入りましたら、市町村等々に配布して参りたいと思います。また、道のホームページにもPDFで掲載するなどして啓発に活用したいと思っています。</p>
橋本部部长	<p>○ フォーラムの開催も予定されていますが、それについて何かありますか。</p>
事務局(加藤)	<p>○ まだ内容が決まってない部分もあるんですが、釧路で1回開催しまして、部会の委員を引き受けていただいた方などにお話していただきました。当事者の方の話というのは、とても人気がありました。ぜひとも、皆様のお近くの地域で開催する際には、御協力をよろしくお願いします。</p>
橋本部部长	<p>○ この部会というのは、条例検討のときから、事務局と一体となって形にしていくことが出来ています。 ですので、今日この部会として発言していなかったけれども、あとから何か気がついた点などがありましたら、事務局へ遠慮なく連絡していただければと思います。そういった積み重ねが第2回部会に向け、事務局にがんばっていただけるのではないかと思います。 どうぞよろしく申し上げます。 それでは、時間となりましたので、本日の議題は終了とさせていただきます。 これをもちまして、障がい者施策推進審議会第1回意思疎通支援部会を終了とさせていただきます。 ありがとうございました。</p>